

事業の再構築に挑戦する中小企業の皆様へ

// 厳しい経営環境を乗り越え、今後の経済社会に対応していくための
事業再構築の取組を資金面で後押しします！ //

ビジネスモデル 再構築支援資金



こんな目的に活用できる資金です！

経営の多角化や業態転換など、新たな事業に取り組み、経営の生産性や付加価値向上につながるためのもの

S D G s の趣旨に沿った「持続可能な社会づくり」に貢献する事業再構築のためのもの

等

～詳細は裏面をご確認ください～

事業再構築ってどんなことをするの？

喫茶店経営の場合

飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のティクアウト販売を実施



衣服販売業の場合

衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換



融資のご相談・お申込み先

県内に支店のある金融機関
(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金 等)

資金全般のお問い合わせ先

山口県信用保証協会 各営業店
山口県経営金融課
(TEL : 083-933-3188)

ビジネスモデル再構築支援資金

融資対象

次の1から3までのいずれかを満たす意欲ある中小企業者等及び次の4から6までのいずれかに該当する意欲ある特定事業者

■ 業態転換や事業多角化など事業再構築促進関連【中小企業者等】

- 1 国や県、市町が交付する補助金等（事業再構築補助金やものづくり補助金などを活用しての業態転換等新たな事業に取り組むもの）のつなぎ資金や継ぎ足し資金
- 2 現在行っている事業を継続しつつ、原材料、生産技術、用途、販路、機能、性能などの転換など、新たな事業に取り組むもので、経営の生産性や付加価値の向上につながる経営行動に係る計画、又は現在行っている事業を廃止・縮小し、新たな事業に取り組むもので、経営の生産性や付加価値の向上につながる経営行動に係る計画を作成したもの
- 3 SDGsの趣旨に沿った「持続可能な社会づくり」に貢献する事業再構築（融資対象1から3までのいずれか）につながる取組で経営行動に係る計画を作成したもの

■ 付加価値・生産性向上による企業の成長促進関連【特定事業者】

- 4 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第1項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域経済牽引事業を実施するもの
- 5 中小企業等経営強化法第14条第1項に規定する承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を実施するもの
- 6 中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する認定経営力向上計画に従って、経営力向上に係る事業を実施するもの

融資限度額

1億円

※運転資金は5千万円を限度

融資期間

10年

(うち据置2年)以内

資金使途

運転資金

融資利率

5年以内 年1.8% (責任共有対象外:年1.6%)

5年超 年1.9% (責任共有対象外:年1.7%)

保証料率

すべて保証付き 年0.34～年1.76%

備考

- ・融資対象によって、事業計画書の作成が必要な場合があります。
- ・別途、金融機関・信用保証協会による審査があります。
- ・保証人、担保の有無については金融機関・信用保証協会にご確認ください。

融資のご相談 お申込み先

県内に支店のある金融機関
(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金 等)